

○武雄市体育施設設置条例施行規則

平成31年3月22日

規則第8号

改正 令和2年7月16日規則第29号

令和3年3月31日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、武雄市体育施設設置条例（平成18年条例第104号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の区分)

第2条 武雄市体育施設（以下「体育施設」という。）の使用は、占用使用及び占用外使用（占用使用以外の使用をいう。以下同じ。）に区分する。

2 占用外使用に供する体育施設は、次のとおりとする。

- (1) 白岩体育館
- (2) 白岩球場
- (3) 白岩競技場
- (4) 白岩運動広場
- (5) 白岩弓道場
- (6) 山内中央公園（グラウンド・プール・武道館・弓道場・スポーツセンター）
- (7) 山内多目的スポーツ広場
- (8) 北方グラウンド
- (9) 北方運動公園（プール・運動場）
- (10) 北方スポーツセンター
- (11) 北方東体育館
- (12) 北方東運動場
- (13) サンスポーツランド北方（多目的運動広場・ゲートボール場）

(使用許可の申請)

第3条 体育施設を占用使用しようとする者は、占用使用許可申請書（様式第1号）を使用しようとする日の前日（北方グラウンド、北方運動公園（プールを除く。）、北方東運動場、北方東体育館及び北方スポーツセンターにあつては3日前、サンスポーツランド北方にあつては6日前）までに市長に提出し、占用使用許可書（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 前条第2項に掲げる施設を占用外使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用券等の交付を受けなければならない。

(1) 白岩体育館、山内中央公園スポーツセンター、北方スポーツセンター及び北方東体育館 体育館個人使用券(様式第3号)

(2) 白岩球場、白岩競技場、白岩運動広場、山内中央公園(グラウンド、武道館、弓道場)、山内多目的スポーツ広場、北方グラウンド、北方運動公園(運動場)、北方東運動場及びサンスポーツランド北方(多目的運動広場・ゲートボール場) 占用外使用許可書(様式第4号)

(3) 白岩弓道場 白岩弓道場個人使用券(様式第5号)

(4) 北方運動公園プール 北方運動公園プール入場券(様式第6号)

3 山内中央公園プールを占用外使用しようとする者は、山内中央公園プール使用受付簿(様式第7号)に氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

4 白岩軽運動場の夜間照明を使用しようとする者は、使用の際に、係員に申し出て、白岩軽運動場夜間照明使用券(様式第8号)の交付を受けなければならない。

(使用料の納付時期)

第4条 条例第10条の使用料は、前条の規定による占用使用許可書、占用外使用許可書又は夜間照明使用券の交付を受ける際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第11条の規定により、使用料を減免する場合は、次に定めるところによるものとする。

(1) 市又は教育委員会が主催する体育行事のために使用するとき 免除

(2) 社会教育関係団体が主催する体育行事のために使用するとき 5割

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 10割以内

(使用料の還付)

第6条 条例第12条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 騒音を発したり、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(2) 許可を受けずに、物品の販売をしないこと。

(3) 所定の場所以外において火気を使用し、又は喫煙しないこと。

(4) 許可を受けないで、壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(準用)

第8条 第3条、第5条及び第6条の規定は、条例第13条の規定により指定管理者に  
体育施設の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定  
中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の武雄市体育施設に関する条例施行規則  
(平成18年教育委員会規則第31号。以下「廃止前の教育委員会規則」という。)  
の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続  
その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際、廃止前の教育委員会規則に規定する用紙で、現に残存するも  
のは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和2年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、  
これを取り繕って使用することができる。

様式第1号 (第3条関係)

占用使用許可申請書

第 号

使用施設	白岩体育館(大競技室・小競技室) 白岩球場 白岩競技場 白岩運動広場 白岩相撲場 天神崎公園テニスコート 白岩弓道場 白岩軽運動場 白岩ゲートボール場 山内中央公園(グラウンド・テニスコート・軟式テニスコート・プール・武道館・弓道場・スポーツセンター) 山内多目的スポーツ広場(ゲートボール場) 北方グラウンド 北方運動公園(テニスコート・運動場・相撲場・プール) 北方東運動場 北方東体育館 サンスポーツランド北方(多目的運動広場・ゲートボール場) 北方スポーツセンター				
使用期間	月 日から		月 日まで		
使用時間	時から		時 まで 日没		
使用目的					
使用予定人員	人( チーム)				
使用料	規定料	円			
	減免	免除	割減額		
	附属設備	円			
	納付額	円			
使用の種別	入場料	営利を目的としない		営利を目的とする	
		徴収しない	徴収する	500円未満	1,000円未満
特別の設備の設置の有無					

備考 申請者の氏名(団体にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

上記のとおり占用使用したいので、許可して下さるよう申請します。

年 月 日

申請者(申請団体) 住所

氏名 電話番号

使用責任者氏名

(注) 押印不要

武雄市長 様

様式第2号（第3条関係）

占 用 使 用 許 可 書

第 号

使 用 施 設	白岩体育館(大競技室・小競技室) 白岩球場 白岩競技場 白岩運動広場 白岩相撲場 天神崎公園テニスコート 白岩弓道場 白岩軽運動場 白岩ゲートボール場 山内中央公園(グラウンド・テニスコート・軟式テニスコート・プール・武道館・弓道場・スポーツセンター) 山内多目的スポーツ広場(ゲートボール場) 北方グラウンド北方運動公園(テニスコート・運動場・相撲場・プール) 北方東運動場 北方東体育館 サンスポーツランド北方(多目的運動広場・ゲートボール場) 北方スポーツセンター				
使 用 期 間	月 日から 月 日まで				
使 用 時 間	時から 時 まで 日没				
使 用 目 的					
使 用 予 定 人 員	人( チーム)				
使 用 料	規 定 料	円			
	減 免	免除	割減額		
	附 属 設 備	円			
	納 付 額	円			
使 用 の 種 別	入 場 料	営利を目的としない		営利を目的とする	
		徴 収 しない	徴収する	500円 未満	1,000円 未満
特 別 な 設 備 を 設 置 す る 場 合	設備の明細				

注意事項

- 1 使用のときは、係員の指示に従うこと。
- 2 使用後は、清掃、整備及び整頓をすること。
- 3 施設、器具等を損傷したときは、直ちに係員に届け出ること。
- 4 所定の場所以外の場所で飲食喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- 5 天候により使用を中止するときは、事前に係員に届け出ること。

上記のとおり占用使用を許可します。

年 月 日

武雄市長



使用者(使用団体)住 所

電話番号

氏 名

使 用 責 任 者 氏 名

様

様式第3号（第3条関係）

No.			
体育館個人使用券(兼領収書)			
〔白岩体育館 山内中央公園スポーツセンター〕 〔北方スポーツセンター 北方東体育館〕			
使 用 料            円			
円			
〔午前 時～午後 時〕			
年            月            日			
<table border="1"><tr><td style="width: 100px;">取扱者</td><td></td></tr></table>		取扱者	
取扱者			

様式第4号（第3条関係）

占 用 外 使 用 許 可 書

許可第 号

使 用 施 設	白岩球場 白岩競技場 白岩運動広場 山内中央公園(グラウンド・武道館・弓道場) 山内多目的スポーツ広場 北方グラウンド 北方運動公園(運動場) 北方東運動場 サンスポーツランド北方(多目的運動広場 ゲートボール場)				
使 用 期 間	月	日から	月	日まで	
使 用 時 間	時	分から	時	分まで	時間
使 用 目 的					
使 用 者 ( 団 体 )					
夜 間 照 明 使 用 料	規 定 料				
	減 免	免除	割減額		
	納 付 額	円			

上記のとおり占用外使用を許可します。

年 月 日

武雄市長



様式第5号(第3条関係)

No.	
白岩弓道場個人使用券(兼領収書)	
使 用 料    100 円	
50 円	
〔 午前 9 時～午後 1 時 〕	
〔 午後 1 時～    5 時 〕	
〔 午後 5 時～  10 時 〕	
年        月        日	取扱者 <input type="text"/>



様式第6号（第3条関係）

<p>北方運動公園プール 入 場 券 控</p> <p>No. _____</p> <p>大 人 ・ 小 人</p> <p>男            女</p>	<p>北方運動公園プール 入 場 券</p> <p>No. _____</p> <p>大 人 ・ 小 人</p> <p>男            女</p> <p>武雄市長 <span style="float: right;">印</span></p>
--	---



様式第8号（第3条関係）

白岩軽運動場夜間照明使用券

No.

白岩軽運動場夜間照明使用券兼領収書

使 用 料            200 円

年    月    日

取扱者	
-----	--

様式第9号（第6条関係）

使用料還付申請書

年 月 日

武雄市長 様

申請者 住 所

氏 名

(注) 押印不要

次のとおり使用料を還付して下さるよう申請します。

1 還付申請額 円

使 用 施 設	白岩体育館 白岩球場 白岩競技場 白岩運動広場 白岩相撲場 天神崎公園テニスコート 白岩弓道場 山内中央公園(グラウンド・テニスコート・軟式テニス コート・プール・武道館・弓道場・スポーツセンター) 山内多目的スポーツ広場 北方運動公園(テニスコ ート・プール) 北方東体育館 サンスポーツランド北方 北方スポーツセンター	占 用	占 用 外
許 可 月 日	月 日	使 用 月 日	月 日
納 付 額			

2 還付申請理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

決 定 書

還付 不還付

既納の使用料	還付決定額	差引納付額
円	円	円

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 3 条関係)

様式第 5 号 (第 3 条関係)

様式第 6 号 (第 3 条関係)

様式第 7 号 (第 3 条関係)

様式第 8 号 (第 3 条関係)

様式第 9 号 (第 6 条関係)